

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の概要

① 対象となる地域
商業地域 又は 近隣商業地域が対象となります。

② 乗用車駐車場について

(1) 対象となる建築物

下表イに掲げる面積が、下表ロに掲げる面積以上となる場合に対象となります。

イ		ロ
特定用途 ^{※1} （共同住宅を除く）に供する部分の延べ面積		1,500 m ²
共同住宅に供する部分の延べ面積		3,000 m ²
非特定用途 ^{※2} に供する部分の延べ面積		
混合用途建築物	特定用途に供する部分の延べ面積 + (共同住宅、非特定用途に供する部分の延べ面積) × 1/2	1,500 m ²

※1 特定用途・・・店舗、ホテル、事務所等（駐車場法施行令 18 条に掲げる用途）

※2 非特定用途・・・特定用途以外の用途

延べ面積の算定にあたっては、駐車場及び駐輪場のための用途に供する部分を除きます。

(2) 台数の算定方法

下表ハに掲げる用途の建築物の延べ面積が、下表ニに掲げる規模の建築物ごとに、下表ホにより算出した数値の台数以上となります。（小数点以下切り上げ）

ハ	ニ	ホ
特定用途（共同住宅を除く） 及び 混合用途建築物	6,000 m ² 以下	10 台に 1,500 m ² を超える面積に対して 150 m ² ごとに 1 台を加えた台数
	6,000 m ² 超え 15,000 m ² 以下	40 台に 6,000 m ² を超える面積に対して 300 m ² ごとに 1 台を加えた台数
	15,000 m ² 超え	70 台に 15,000 m ² を超える面積に対して 450 m ² ごとに 1 台を加えた台数
共同住宅 及び 非特定用途	9,000 m ² 以下	10 台に 3,000 m ² を超える面積に対して 300 m ² ごとに 1 台を加えた台数
	9,000 m ² 超え	30 台に 9,000 m ² を超える面積に対して 500 m ² ごとに 1 台を加えた台数

(3) 駐車場のサイズ

幅 2.3m以上×奥行 5m以上となります。

③ 車いす駐車場について

(1) 対象となる建築物

②による乗用車駐車場を設けるもの（倉庫の用に供する建築物は除く）が対象となります。

(2) 台数の算定方法

下表イに掲げる乗用車駐車場の台数に、当該台数に下表ロに掲げる数式で得た台数以上となります。（小数点以下切り上げ）

イ	ロ
200 台以下の場合	台数 × 2/100
200 台を超える場合	(台数 × 1/100) + 2

(3) 車椅子駐車場のサイズ

幅 3.5m以上×奥行 5m以上となります。

④ 荷さばき駐車場の附置義務について（共同住宅は、令和8年10月1日以降に着工するものが対象）

(1) 対象となる建築物

特定用途に供する部分の延べ面積が2,000㎡以上（共同住宅の用途に供する場合、延べ面積が2,000㎡以上かつ戸数が50戸以上）となる建築物が対象となります。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の延べ面積又は戸数に、下表ロの面積又は戸数で除して算出した数値の台数以上となります。（小数点以下切り上げ）

イ	ロ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3,000㎡
事務所の用途に供する部分	5,000㎡
倉庫の用途に供する部分	1,500㎡
共同住宅の用途に供する部分※	100戸
特定部分 （百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅の用途に供する部分を除く）	4,000㎡

※400戸を超え800戸まで・ $(\text{戸数}-400) \times 1/2 + 400$ → $(\text{戸数} \times 1/2) + 200$
 800戸を超え・・・・・・ $(400 \times 1/2) + ((\text{戸数}-800) \times 1/4) + 400$ → $(\text{戸数} \times 1/4) + 400$

※荷さばき用は、駐車施設の附置義務台数に含めることができます。

(3) 荷さばき用の駐車マスの大きさ

幅3m以上×奥行7.7m以上×はり下の高さ3m以上、もしくは幅4m以上×奥行6m以上×はり下の高さ3m以上となります。

⑤ 自動二輪車駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物（共同住宅を除く）

特定用途に供する部分の延べ面積が1,500㎡以上となる建築物が対象となります。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の延べ面積に、下表ロの面積で除して算出した数値の台数以上となります。（小数点以下切り上げ）

イ	ロ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3,000㎡
特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）	8,000㎡

(3) 自動二輪車の駐車マスの大きさ

幅1m以上×奥行2.3m以上となります。

⑥ 敷地外駐車場の特例について

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむをえないと認める場合、特例として建築物の敷地外に駐車場を設置することができます。この特例の承認を受けた後、駐車場の位置など変更する場合には、再度、市長の特例の承認の手続き及び変更届が必要となります。

※市長の承認の手続きを行わないで変更した場合には、措置命令や罰則の対象となります。

⑦ 届出について

この条例の届出は、建築基準法関係規定の駐車場法第20条に基づくもので、建築確認申請の前までに届出を行ってください。

※ 駐車施設の構造及び設備については、条例及び施行規則をご確認ください。

●届出・相談窓口

川越市役所都市計画部建築指導課
 〒350-8601 川越市元町1-3-1
 TEL 049-224-5974（直通）